

教育・保育提供区域について

1. 教育・保育提供区域とは

幼児期の学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分。

地理的な条件、人口、交通事情、事業の整備状況、利用状況等を総合的に検討し、区域を定める。

教育・保育提供区域は、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定をすることが基本となるが、事業毎に利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分毎または事業毎に区域設定することができる。

2. 現行計画の区域設定

行政センター（本庁＋9行政センター）を単位として、事業毎に区域設定を行った。

| 事業区分 | | 教育・保育提供区域 |
|---------------|--|---------------|
| 幼児期の学校教育・保育 | | 5区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 | 全市域 (単一区域) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（愛らんど） ・一時預かり事業 ・延長保育事業 | 5区域 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 10区域 |

(1) 全市域単一区域の事業

事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位（単一）で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる。

(2) 5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は、日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案してきめ細やかな単位（区域）で、提供体制を検討する必要があると考えられる。また、その他の事業については、幼児期の学校教育・保育に密接に関連する事業と考えられる。

(3) 10区域の事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業は、小学校を基本的な単位として運営されているが、複数の小学校にまたがる事業を運営するクラブもあるため、行政センター単位で整理している。

3. 各行政センター（本庁含む）の状況

4 ページ参照

4. 次期計画における区域設定（案）

現計画の区域設定を基本とし、児童福祉法改正に伴う新規事業について、以下のとおりとしたい。

| 事業区分 | | 教育・保育提供区域 |
|---------------|---|---------------|
| 幼児期の学校教育・保育 | | 5区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援） ・<u>児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）</u> ・<u>親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）</u> | 全市域 (単一区域) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（愛らんど） ・一時預かり事業 ・延長保育事業 | 5区域 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 10区域 |

新規事業については、いずれも今回創設された事業であり、まずは本市全体で取り組みの方向性を示していく必要があることから、次期計画においては、全市単位（単一区域）での事業実施としたい。

(1) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

<事業概要>

- ・ 要支援事業、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- ・ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助を行う。
- ・ 実施主体は、市町村（委託可）

<参考：関連する取り組み>

- ・ 子育て支援ヘルパーの派遣【こども家庭支援課】

(2) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

<事業概要>

- ・ 学校や家に居場所がない（不登校、虐待リスク）、学齢期の子どもが対象
- ・ 居場所となる拠点を開設し、生活の場を与えつつ児童や保護者への相談等を行う。
- ・ 実施主体は、市町村（委託可）

<参考：関連する取り組み>

- ・ 生活困窮世帯の学習支援（中3対象に市内9か所で実施）【生活支援課】
- ・ こども食堂への食糧支援【こども家庭支援課】
- ・ 放課後子ども教室【子育て支援課（放課後児童対策担当）】

(3) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

<事業概要>

- ・ 要支援児童、要保護児童（とその保護者）、特定妊婦等を対象
- ・ 親子間の関係性の構築を目的として、子どもの発達状況に応じた支援を行う。
- ・ 実施主体は、市町村（委託可）

各行政センターの状況について

